

市民公開講座

「これからの日本、人とペットの良い関係 2017」

一般社団法人愛媛県開業獣医師会（ベッツー えひめ）2017年一般市民公開講座並びに獣医師、動物業界関係者（動物看護師、トリマー、トレーナーなど）を対象の講演会概要

日時：2017年8月13日 13:30-16:30

- ・ 場所 コムズ（松山市男女共同参画推進センター）
- ・ 講師：西山ゆう子（日本及び米国獣医師免許証所有者で、20年以上にわたり動物福祉問題、動物虐待問題に積極的に取り組み、執筆、講演活動を日米両国で行っている。現在、保護動物アドバイザー、シェルターコンサルタントとして活躍中）

参加者：一般（河原学園学生 35人、一般市民の方 35人）、獣医師 19人
動物業界関係者（動物看護師・トリマー・トレーナーなど）12人、
総計数 101人

「シェルター・メディスン：一般臨床で必要な知識を整理しよう！」

獣医師、動物業界関係者（動物看護師、トリマー、トレーナーなど）向け講座

日時：2017年8月13日 17:30-19:30

- ・ 場所 愛媛県男女共同参画センター
- ・ 講師：西山ゆう子（日本及び米国獣医師）

参加者：獣医師 20人、動物業界関係者（動物看護師・トリマー・トレーナーなど）12人、一般市民 2人 総計数 34人

環境省の平成27年度のデータによると、日本の犬猫の飼育総数は1,979万頭（犬992万頭、猫987万頭）、自治体保護センターの引き取り数は犬14万頭、猫9万頭、そのうち飼い主への返還や新しい飼い主への譲渡数は犬3万頭、猫2.3万頭、そして殺処分数は犬1.6万頭、猫6.7万頭である。殺処分の犬猫の頭数は毎年減少しているが、「殺処分数ゼロ」には、ほど遠い。

犬・猫が殺処分される主な原因は、飼い主、繁殖業者、地域の動物愛護精神や福祉に対する意識の低さと利害関係、それらが複雑化していることであり、さらに感染症などの予防対策の遅れにある。日本では国（環境省）が適正な飼養、飼育管理地域猫などの解決へ向けた指針を示しているが、現実には動物飼育関係者の意識の向上は緩慢で社会問題になっている。地域猫などの対策はほとんど進んでいない。今回も、動物飼育に関係している方や関心のある方が、「動物と人と良い関係」とは何か、「動物と共生できる社会とはどうあるべきか」の課題を取り上げた。

今回で西山先生の講演は3回目になり、この課題は、動物飼育をする人が責任を持って管理することであり、保護動物の措置や殺処分の対応ではない。先行しているアメリカの動物シェルターや日本での活動経験を様々な視点から紹介していただき、我々の地域で、本講座の目的である「どうすれば動物との良好な関係ができるのか」を具体的に考える機会を得るために企画した。

市民講座の講演概要

西山先生には、2015年及び2016年に、日本の殺処分される犬猫の原因や実情、および、いかに保護動物を減少させるか、また、「殺処分ゼロ」を達成させるためにこの分野で先行している米国の動物保護活動のさまざまな対策を示し、その成果と問題点などを紹介していただいた。（内容はベツエーひめのホームページに掲載）

今回は、日本の保護シェルターの変化と現状、現在の取り組んでいる経験、飼い主のいない動物が増える原因などを交えながら、前回までの内容の視点を変えて紹介していただいた。さらにこの分野で先行している米国の対策を参考にしながら、日本の問題点や課題、今後の保護動物の減少と「殺処分ゼロ」を意識した対策の提案があった。

米国の保護動物（犬猫）は650万頭で、そのうち安楽死数は150万頭である。殺処分がなくなる原因は、個人飼育者、販売目的のブリーダー、行政の対応など様々である。

いわゆる動物シェルターには、行政が運営するシェルター（日本では自治体の保護センター）と主に民間で運営される動物愛護団体のシェルターがあり、それぞれの活動内容はおおよそ次のようである。

行政シェルターでは、基本的には飼育者（個人）が動物を行政に渡し行政が新たな個人に譲渡する方式である。行政を介するのは、犬・猫の所有権を行政に譲渡し個人間の責任を明確にして、トラブルを防ぐためであり、

米国特有のアニマルポリス（動物飼育の相談、指導、監視、没収など）の法的な活動を明確にする目的もある。

日本の保護センターと全く異なるのは、保護動物から譲渡に適した動物を選択し、馴致（飼い馴らす）、不妊処置、治療、ワクチン、寄生虫駆除、マイクロチップ装着などの措置を施している点である。すなわち行政が新たな飼育者が受け取りやすいように、譲渡の条件を積極的に整え、さらに譲渡を受けた飼育者が適正な飼育管理を行っているかどうかの確認システムがあることである。しかし、それでも殺処分ゼロには至らない理由が多くある。

そこで、米国では愛護団体シェルターや病院が、保護動物の条件によって、動物種（犬種）や体格の相違、ウイルス保菌猫レスキュー、地域猫レスキュー、慢性疾患や高齢動物の世話や看取りなど専門に分業化方式が取られている。（日本では、ほんの一部を除いて、分業化は進んでない）。米国のシェルター対策は、これからの日本の保護動物対策を進める上で、おおいに参考になる。

次に日本の行政や民間の保護センターの状況変化について触れ、日本では国（環境省）が、犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について（平成18年1月20日 環境省告示第26号）、○動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について（平成18年環境省告示第23号、最終改正:平成25年環境省告示第81号）、○住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン（平成22年2月 環境省）などの指針を告示している。

日本でも統計によると毎年犬猫の自治体の引き取り数が減少、譲渡数が増え、殺処分数が減少しているが、安楽死数は未だに8万頭以上いる。実際には、保護動物対策は大幅に改善が進んでいるとは言い難い。

マスコミで、ある自治体の行政保護センターの殺処分数がゼロになっている事例が紹介された。その実態は行政保護センターから民営保護シェルターへ動物を全て引き取っている、すなわち「譲渡」ではなく、「移動」しているだけで、行政保護センターでの殺処分数のゼロは見せかけである。その結果、民営保護シェルターの保有数が増加し、施設規模、運営、飼育スタッフ数などは限界に達している。また、老齢や疾患動物など死にいたる個体も多い。マスコミは、民営保護シェルターから新しい飼い主に「譲渡」されて、いかにも動物の福祉愛護が成立している光景を放映されるが、ほんの一部であり、実態とは遠いのが実情である。全国的に見れば、依然として、殺処分数は多いままである。

保護動物の解決の最終段階（目標）は、殺処分数がゼロに焦点が集まりがちであるが、根本的な問題は、行政保護センターの保護動物が減らない

ことである。その原因は、飼育者個人やブリーダーの無責任な繁殖や飼育管理にあり、特に野良猫の対策は深刻な課題である。

この課題を解決するためには、動物保護センターから民営保護シェルターへ移動するのではなく、譲渡するためにはどうすれば良いのか？疾病や高齢動物を、誰が、どこで看取るのか？そもそも保護しなければならない動物が生じる原因をいかになくすか？など具体的な対策を積極的に進めていく必要がある。そのためには、行政のさらなる強い関与が必要だ！行政による適正な飼育条件、飼育放置や飼育ネグレクトの監視強化によって、終生飼育を目指し、「殺処分」から「看取り」によって、殺処分をなくす対策が望まれる。

東京の一部で行われている野良猫（地域猫）の対策例が紹介された。地域猫の去勢不妊手術の積極的な実施によって、減少した地域がある。その第一歩は、**猫の定義が必要**である。**家猫**（室内飼育）、**飼い猫**（室内飼育するが、屋外に出る）、**外猫**（屋外で飼育）、**迷い猫**（所有者が不明）、**地域猫**（地域で世話をする）、**野良猫**（餌を与えないで、自活）を確定する地域認識が不可欠。そのためには、地域猫の対策に関しては、国や自治体の行政対策と飼育者や地域全体の意識向上が必要である。

これまで、米国で行なわれている **TNTA** {**捕獲(Trap)**、**不妊処置(Neuter)**、**馴致(Tame)**、**新しい飼い主を探す(Adopt)**} を当会も推奨してきた。

しかし、実際には地域猫がたとえ措置を受けても屋外で生活するには、気象条件や生活環境をみれば過酷であり、病気や栄養などの対策が必要である。地域猫問題の解決は、不妊去勢した猫を地域の屋外で飼育するのではなく、飼育者が室内で終生飼育することであると強調された。東京で結果として地域猫が減少した例を紹介されたが、地方ではほとんど行われていない。（少なくとも、不妊去勢手術をしても、きちんと調査して結果を検討する必要がある）

地域猫問題の最終目標は、すべての猫が家猫になる、すなわち完全に屋内飼育されることである。完全な屋内飼育、すなわち閉鎖環境では運動不足などが心配されるが、屋内の飼育条件（例えば、床面積の広い狭いではなく、上下空間が重要である）を整えれば問題ない。また、地域猫の数が減ると地域の環境も変わり、ネズミが増える、地域住人のコミュニケーションの減少などの新たな問題が生じる新たな課題も懸念されるが、代替え方法はある。現時点の目標は、地域猫に関しては、不妊去勢措置だけでなく、伝染性感染症の検査、ワクチン接種、マイクロチップ装着、治療など

の対策によって、猫の適正な飼育体制を確立することで、これには行政の積極的な関与が不可欠である。

地域猫に関して、不妊去勢術措置が行われているが、地域猫の増加抑制の一つの手段にすぎない。(演者は、一部の地域の成功例を紹介されたが、他地域では長期間調査した結果減数していない。むしろ増加した例も報告されている)。地域猫は動物福祉の解決にはならない。これからの動物(猫)飼育の方向は、行政、飼育者、保護団体の関係者が協力して、すべての猫に家猫として適正な飼育環境を作ることであることが改めて提案された。すなわち、「殺処分ゼロ」を最終目標に止めず、「飼い主のいない犬・猫ゼロ」を最終目標として、各関係者が協力して対策を講ずるべきと提案されているものと認識した。このことにより人と動物がよりよく暮らしていくことが出来るのではないかと思われる。

関連講座

「シェルター・メディスン；一般臨床に必要な知識を整理しよう！」

シェルター・メディスンとは、保護シェルターに保護された犬ネコを獣医師や看護師などが行う医療である。ここでは、保護猫を対象に講演された。保護猫は生後年齢が不明で、離乳前から数週齢の子猫が多い。従って、年齢に応じた様々な措置が必要である。例えば、離乳前から数週齢のいわゆる成長期の子猫の年齢判断指標やミルクなどの栄養補給や管理、下痢などの症状の原因の見分け方、伝染性疾患の診断やワクチン摂取のタイミング、不妊去勢手術の利点やタイミングなどについて紹介され、参加者と討論した。検討された内容は、必要なのは獣医師や動物看護師が保護猫の健康な生育に必要な知識であり、目的は、健康な状態で新たな飼い主に譲渡するために必要である。ここでは詳細な内容については省略する。